

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 8 | 公的給付支給等に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐呂間町は、公的給付支給等に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道佐呂間町長

公表日

令和7年12月10日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|--|
| ①事務の名称 | 公的給付の支等迅速かつ確実な施ため預貯金口座登録に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>公的給付の支等迅速かつ確実な施ため預貯金口座登録に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支等に関する迅速かつ確実な施ため預貯金口座登録に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別ため番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)子育て世帯生活支援特別給付金 ・令和3年度 佐呂間町子育て世帯生活支援特別給付金給付事務【R4.3.31 事務終了】 ・令和4年度 佐呂間町子育て世帯生活支援特別給付金給付事務【R5.3.31 事務終了】 ・令和5年度 佐呂間町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)給付事務【R6年3月31 事務終了】</p> <p>(2)子育て世帯への臨時特別給付金 ・令和3年度 佐呂間町子育て世帯への臨時特別給付金給付事務【R4.4.11 事務終了】</p> <p>(3)出産・子育て応援給付金 ・令和4年度 佐呂間町出産・子育て応援給付金給付事務【R5.3.31 事務終了】 ・令和5年度 佐呂間町出産・子育て応援給付金給付事務【R6.3.31 事務終了】 ・令和6年度 佐呂間町出産・子育て応援給付金給付事務【R7.3.31 事務終了】</p> <p>(4)住民税非課税世帯等臨時特別給付金 ・令和3年度 佐呂間町住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務【R4.11.25 事務終了】</p> <p>(5)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 ・令和4年度 佐呂間町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事務【R5.3.31 事務終了】</p> <p>(6)令和五年度物価高騰対策給付金(第一号) ・令和5年度 佐呂間町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事務【R6.4.30 事務終了】</p> <p>(7)令和五年度物価高騰対策給付金(第二号) ・令和5年度 佐呂間町物価高騰対策給付金給付事務【R6.4.30 事務終了】</p> <p>(8)令和六年度物価高騰対策給付金 ・令和6年度 佐呂間町物価高騰対策給付金給付事務【R7.4.30 事務終了】 ・令和6年度 佐呂間町物価高騰対策給付金子ども加算給付事務【R7.4.30 事務終了】 ・令和6年度 佐呂間町定額減税調整給付金給付事務【R6.12.31事務終了】</p> <p>(9)地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業における給付金 ・令和5年度 佐呂間町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事務【R6.12.29 事務終了】</p> <p>(10)令和七年度物価高騰対応重点支援交付金 ・令和7年度 佐呂間町定額減税調整給付金給付事務</p> |
| ③システムの名称 | Web-TAWN(住民税・児童手当・特別定額給付金システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 子育て世帯生活支援特別給付情報ファイル、子育て世帯への臨時特別給付情報ファイル、出産子育て応援給付金情報ファイル、住民税非課税世帯等臨時特別給付情報ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付情報ファイル、物価高騰対策給付情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号利用法第9条第1項 別表135の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>〔 実施する 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条 |

5. 評価実施機関における担当部署

| | |
|----------|---|
| ①部署 | 定額減税調整給付金以外の給付事務: 保健福祉課 定額減税調整給付金給付事務: 企画財政課 |
| ②所属長の役職名 | 定額減税調整給付金以外の給付事務: 保健福祉課長 定額減税調整給付金給付事務: 企画財政課長 |

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|-----|--|
| 請求先 | 佐呂間町総務課 〒093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1 電話01587-2-1211 |
|-----|--|

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|-----|--|
| 連絡先 | 佐呂間町総務課 〒093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1 電話01587-2-1211 |
|-----|--|

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

| | |
|--------|--|
| 適用した理由 | |
|--------|--|

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年12月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年12月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|---|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> | 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [委託しない] |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [提供・移転しない] |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [接続しない(入手)] [接続しない(提供)] |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|------------------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|------------------------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

| | | |
|-----------------------|------------------------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者本人からマイナンバーの提供を受け、その真正性の確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット経由でのマイナンバーの照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、システムに情報を入力する際は、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 |

9. 監査

[自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|---------------------------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
|--------------|---------------------------------------|---|

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

| | |
|------------------|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
|------------------|---|

| | |
|--------------|--|
| 当該対策は十分か【再掲】 | [<input type="checkbox"/> 十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー系の環境へのアクセスが可能な職員については、ICカード及びID/PASSによる認証と限定しており、権限を持たない職員がアクセスすることができないよう制限している。また、アクセスログを記録し定期的に不正なアクセスがないことを確認している。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|-----------|
| 令和6年12月23日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱 | 公的給付の支等迅速かつ確実な施ため預貯金口座登録に関する法律(令和3年法律第38号) | 公的給付の支等迅速かつ確実な施ため預貯金口座登録に関する法律(令和3年法律第38号) 子育て世帯生活支援特別給付ファイル、子育て世帯への臨時特別給付ファイル、住民税非課税番号法第9条第1項 別表第一-第101の項 | 事後 | |
| 令和6年12月23日 | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名 | 子育て世帯生活支援特別給付ファイル、子育て世帯への臨時特別給付ファイル、住民税非課税番号法第9条第1項 別表第一-第101の項 | 子育て世帯への臨時特別給付ファイル、子育て世帯への臨時特別給付情報ファイル、 番号利用法第9条第1項 別表第一-第101の項 | 事後 | |
| 令和6年12月23日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 | 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定めること | 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定めること | 事後 | |
| 令和6年12月23日 | I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム | 番号法第19条第8項 別表第二第121の項 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条 | 事後 | |
| 令和6年12月23日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担 | 保健福祉課 | 定額減税調整給付金以外の給付事務:保健福祉課 | 事後 | |
| 令和6年12月23日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担 | 保健福祉課長 | 定額減税調整給付金以外の給付事務:保健福祉課長 | 事後 | |
| 令和6年12月23日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 2022/1/1 | 2024/12/1 | 事後 | |
| 令和6年12月23日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 2022/1/1 | 2024/12/1 | 事後 | |
| 令和6年12月23日 | IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 | | 特定個人情報の取扱いについては、必ず複数人で確認を行い対応することとし、事務手続きを実施するための情報の管理を行う。 | 事後 | |
| 令和6年12月23日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え | | 各業務システムにおいては、担当職員が業務に必要な範囲でのみの閲覧等となるようアクセス制限を行っている。また、統合宛名システムにおいても、職員が閲覧等ができる特定個人情報は、担当業務に必要な最低限の範囲に制限しており、担当業務への特定個人情報を紐づけられることはない。このことからも、目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスク対策は十分であると考える。 | 事後 | |
| 令和7年12月10日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 公的給付の支等迅速かつ確実な施ため預貯金口座登録に関する法律(令和3年法律第38号) 第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支等に関する迅速かつ確実な施ため預貯金口座登録に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別ため番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)子育て世帯生活支援特別給付金 ・令和3年度 佐呂間町子育て世帯生活支援特別給付金給付事務【R4.3.31 事務終了】 ・令和4年度 佐呂間町子育て世帯生活支援特別給付金給付事務【R5.3.31 事務終了】 ・令和3年度 佐呂間町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)給付事務【R6年3月31 事務終了】 (2)子育て世帯への臨時特別給付金 ・令和3年度 佐呂間町子育て世帯への臨時特別給付金給付事務【R4.4.11 事務終了】 (3)出産・子育て応援給付金 ・令和4年度 佐呂間町出産・子育て応援給付金給付事務【R5.3.31 事務終了】 ・令和3年度 佐呂間町出産・子育て応援給付金給付事務【R6.3.31 事務終了】 ・令和6年度 佐呂間町出産・子育て応援給付金給付事務 (4)住民税非課税世帯等臨時特別給付金 ・令和3年度 佐呂間町住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務【R4.11.25 事務終了】 (5)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 | 公的給付の支等迅速かつ確実な施ため預貯金口座登録に関する法律(令和3年法律第38号) 第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支等に関する迅速かつ確実な施ため預貯金口座登録に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別ため番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)子育て世帯生活支援特別給付金 ・令和3年度 佐呂間町子育て世帯生活支援特別給付金給付事務【R4.3.31 事務終了】 ・令和4年度 佐呂間町子育て世帯生活支援特別給付金給付事務【R5.3.31 事務終了】 ・令和3年度 佐呂間町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)給付事務【R6年3月31 事務終了】 (2)子育て世帯への臨時特別給付金 ・令和3年度 佐呂間町子育て世帯への臨時特別給付金給付事務【R4.4.11 事務終了】 (3)出産・子育て応援給付金 ・令和4年度 佐呂間町出産・子育て応援給付金給付事務【R5.3.31 事務終了】 ・令和3年度 佐呂間町出産・子育て応援給付金給付事務【R6.3.31 事務終了】 ・令和6年度 佐呂間町出産・子育て応援給付金給付事務 (4)住民税非課税世帯等臨時特別給付金 ・令和3年度 佐呂間町住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務【R4.11.25 事務終了】 (5)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和7年12月10日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条 | 番号利用法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条 | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和7年12月10日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和6年12月1日 | 令和7年12月1日 | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和7年12月10日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和6年12月1日 | 令和7年12月1日 | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和7年12月10日 | IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠 | 特定個人情報の取扱いについては、必ず複数人で確認を行い対応することとし、事務手続きを進めにあたり、最終的には上長の確認(決裁)をとることとしている。また、人の作業が生じる場面においては次の対策を講じておられるから、人為的ミスの発生リスク対策は十分であると考える。 ・人為的ミスを防止するための対応についての認識を職員間で十分に共有のうえ取り扱に注意している。 ・給付金情報ファイル(フォルダ)には、誰でも閲覧等ができないように制限をかけている。 ・給付事務を進めるにあたっては、送付先の宛名に誤りが無いか、関係ない者の情報が含まれていないか、給付者に誤りが無いかなどの確認をトリプルチェックを行っている。 | 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者本人からマイナンバーの提供を受け、その真正性の確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット経由でのマイナンバーの照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行なうことを厳守している。また、システムに情報を入力する際は、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和7年12月10日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考える対策 最も優先度が高いと考える対策 | 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 | 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和7年12月10日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考える対策 最も優先度が高いと考える対策 | 各業務システムにおいては、担当職員が業務に必要な範囲でのみの閲覧等となるようアクセス制限を行っている。また、統合宛名システムにおいても、職員が閲覧等ができる特定個人情報は、担当業務に必要な最低限の範囲に制限しており、担当業務への特定個人情報を紐づけられることはない。このことからも、目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスク対策は十分であると考える。 | マイナンバー系の環境へのアクセスが可能な職員については、ICカード及びID/PASSによる認証と限定しており、権限を持たない職員がアクセスすることができないよう制限している。また、アクセスログを記録し定期的に不正なアクセスがないことを確認している。 | 事後 | 新様式への変更 |